

## 大阪府障がい者雇用貢献企業（大阪府ハートフル企業）顕彰実施要領の改正について

## ◎改正の概要

本顕彰の表彰時期について、「毎年9月」から「毎年12月」に変更するもの。

改正(案)新旧対照表

改正後	改正前
第1条～第5条 略	第1条～第5条 略
第6条 表彰は、原則として、毎年 <u>12</u> 月に行う。	第6条 表彰は、原則として、毎年 <u>9</u> 月に行う。
第7条～第9条 略	第7条～第9条 略
附 則 略	附 則 略
附 則 <u>この要領は、令和3年 月 日から施行する。</u>	